○安来市自治会振興に関する規則

平成２１年２月９日

規則第２号

改正　平成２１年１１月３０日規則第３４号

平成２２年３月１５日規則第３号

平成２３年３月１１日規則第５号

平成２８年３月３１日規則第１７号

平成２８年１０月２１日規則第４４号

平成２９年３月３日規則第４号

平成２９年５月２６日規則第２０号

平成３０年６月８日規則第２９号

平成３０年６月２９日規則第３２号

平成３１年３月２９日規則第１７号

安来市自治会長設置規則（平成１６年安来市規則第７号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、自治会の振興及び円滑な運営に資するため、自治会に対する市の事務に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「自治会」とは、一定の区域において大多数の住民を構成員として、その親睦・相互扶助活動等を行うことを目的として組織された自治組織をいう。

（自治会の名称等）

第３条　自治会の名称は届出によるものとし、その行政上の地域等の区分は別表のとおりとする。

（協働）

第４条　市長は、自治会と連携し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（委託）

第５条　市長は、市政の効率的かつ円滑な運営を図るため、自治会に対し、その域内の住民を対象とした行政連絡文書の配布その他の事務を委託することができる。

（手数料）

第６条　市長は、自治会に対し、次に定めるところにより、前条の委託に係る手数料を支払うものとする。

（１）　手数料の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（２）　手数料は、年２回に分けて支払うものとする。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月３０日規則第３４号）

この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月１５日規則第３号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月１１日規則第５号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第１７号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１０月２１日規則第４４号）

この規則は、平成２９年１月５日から施行する。

附　則（平成２９年３月３日規則第４号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年５月２６日規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年６月８日規則第２９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年６月２９日規則第３２号）

この規則は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日規則第１７号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

１　安来地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 地区 | 自治会 |
| 安来区域 | 社日地区 | 宮内町、旭ケ丘、東社日、社日町、八幡町、神田町、西御幸、東御幸、日立町、加茂町、城谷町、南城谷町、東加茂町第一、東加茂町第二、長谷津町、臼井町及び桜が丘 |
| 十神地区 | 大橋東、明治町、山中町、大市場、中市場、西小路第一、西小路第二、東小路、姫崎町、新町、西灘町、中町、港町、本町、朝日町、錦町、川尻町、錦ケ丘、前飯島町、東飯島、後飯島町第一、咲楽町、後飯島町第二、新飯島町、藤木町、今村町、緑ケ丘、ウィズ緑ヶ丘、東十神町第一、東十神町第二、西十神町、新十神町、南十神町、桂が丘、夕陽が丘及び南飯島 |
| 赤江区域 | 赤江地区 | 才下町、宮中川町、豊島町、越前町、出来須町、論田町、住吉町、中島町、上坂田町、西中津町、東中津町、東切川町、内代町、天神原町、下の原町、印部町、山根越町、竹鼻町、井越町、上今津町、江畑今津町、今津中央、さにーたうん、灘今津町、下坂田町、新坂田町、別石町、福井町、宮須町第一、宮須町第二及び福井住宅団地 |
| 荒島区域 | 荒島地区 | 日白町、西荒島町、大西町、西中町、東中町、新田町、東町、大東町、姥祖父町、西天神町、東天神町、南天神町、西旭町、駅前、旭本町、東旭町、猪子塚町、青葉町、川原町、上荒島町、松崎町、やなぎケ丘、御崎町、久白町、山根町、南新町、山根町第二、西赤江町、神塚町第一、神塚町第二、神塚町第三及び安養寺団地 |
| 飯梨区域 | 飯梨地区 | 古川町、植田町、神庭町、岩舟町、飯梨町、東飯梨町、西松井町、田頼町及び津田平町 |
| 能義区域 | 能義地区 | 矢田町、実松町、能義町、飯生町、利弘町、沢町、赤崎町、月坂町及び月坂町第二 |
| 大塚区域 | 大塚地区 | 鳥木町、茶屋町、松実町、殿川内町、丸山町、東町、国服町、本町、旭町、秋葉町、中ノ町、下町、末広町及び大栄町 |
| 吉田地区 | 横手、正福寺、影平、垣飯場、鳴滝、中谷、細井、永源寺、別所及び大光寺 |
| 宇賀荘区域 | 宇賀荘地区 | 吉岡町、吉岡町第二、野方町、折坂町、柿谷町、清瀬町、清井町、新御堂、真米、市中、九重町、早田町、早田町第二、清水町及び佐久保町 |
| 島田区域 | 島田地区 | 吉佐町、門生町、島田町、須崎町、細井町、黒鳥町、和田町、わらび谷団地、和田団地（市）、和田団地（県）、高広、警察官舎、茜ケ丘及び汐手が丘 |

２　広瀬地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 地区 | 自治会 |
| 広瀬区域 | 広瀬地区 | 祖父谷、祖父谷丁、殿町、中ノ丁、目谷、八幡町、新町、上町、志多町、本町、魚町、鍛冶町、新市町、旭町１、旭町２、栄町１、栄町２、上石原、下石原、新宮、塩谷、牧谷、川平及び下田原 |
| 下山佐地区 | 大谷紙屋谷、板橋、須釜、畑、常願寺、本郷上口、蕪谷、本郷下口、福頼、福頼団地及び須谷 |
| 菅原地区 | 菅原１区、菅原２区及び柿根 |
| 布部区域 | 布部地区 | 横手、後ケ市、飯田、下布部、金原、上り原、根尾川原、本町、中曽根、西の谷、川原上、川原前、樋の廻、平野、乙見及び川路 |
| 宇波地区 | 水田原、宮下、宮上、滝奥、滝下の上及び滝下の下 |
| 西谷地区 | 西谷第一、西谷本郷、西谷中谷、木呂畑及び西谷東部 |
| 比田区域 | 比田地区 | 茅原、黒田、追神、市原、町、殿之奥、古市、庵之上、梶、福留及び駒場 |
| 東比田地区 | 滝谷、虫木、永田、田中、松本、道城及び前谷 |
| 山佐区域 | 山佐地区 | 上口、高木、待合、森口、宮内、中口及び下明 |
| 奥田原地区 | 山口、廻谷、中ノ輪、下ノ輪及び新田 |

３　伯太地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 地区 | 自治会 |
| 赤屋区域 | 赤屋地区 | 赤屋下、赤屋上、月坂、見土路、部張、本郷下、本郷中、本郷上、新田谷、奥之谷、久之谷、矢原下、矢原上、久根、永江、共和、仲村、用土、東組、中組、上ケ保、下組、才ケ原、原田、坂原、宇丹波、草野下、草野谷、六呂坂及び水木原 |
| 井尻区域 | 井尻地区 | 下町下、下町上、中町、朝日町、後田大平、上町、和子、多田荒堀、与一畑、高江、須山、福冨、三坂、天神、寸次、日次、北之前、清水掻、横屋、与市、久才、日山、矢白ケ市東、矢白ケ市西及び大郷 |
| 母里区域 | 母里地区 | 守合、大木、上古市、下古市、才ケ峠、豊岡、豊原、原代、井戸、本町下A、本町下B、本町中、本町上、新町上、新町中、新町下A、新町下B、新町下C、下町、旭町、卯月、招、御笠、西市、城山、教員住宅、新下古市、招団地、御崎団地及びわかさ |
| 安田区域 | 安田地区 | 粕原、峠下、関、南側、宮内、未明、中の上、中の中、中の下、横山、横山北、土手、清瀬、長田、的場谷、大熊谷、北谷、政、石堂前団地、日の出団地、土井団地、宮中団地、曽根崎団地、日の出東、朝日が丘団地及び安田団地 |